

福岡県公報

平成29年9月29日
第3930号

目次

告示 (第611号 - 第624号)

○土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課)	2
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(砂防課)	2
○土砂災害警戒区域の指定	(砂防課)	3
○土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	3
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	5
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	5
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	6
○生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	6
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(保護・援護課)	7
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	7
公 告		
○筑前海区における区画漁業の免許	(漁業管理課)	8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8

○河川法に違反する船舶の撤去に関する公告	(河川課)	8
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	10
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	10
○落札者等の公示	(警察本部会計課)	10
○建築基準法に基づく道路の指定	(建築指導課)	10
○建築基準法に基づく道路の位置の指定	(建築指導課)	18
○私道の廃止及び変更の承認	(建築指導課)	22
○建築基準法に基づく一定の一団の土地の区域等の認定	(建築指導課)	22
○建築基準法に基づく一定の一団の土地の区域等の認定の取消し	(建築指導課)	22
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(障がい福祉課)	23
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(教育庁文化財保護課)	23
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(教育庁社会教育課)	23
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(教育庁社会教育課)	24
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(教育庁体育スポーツ健康課)	24
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(教育庁体育スポーツ健康課)	24
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	25

選挙管理委員会

○条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数	(市町村支援課)	25
○県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	(市町村支援課)	25
○県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数	(市町村支援課)	25

公安委員会

- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）の開催（警察本部生活保安課）……………26
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）の開催（警察本部生活保安課）……………27
- 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催（警察本部生活保安課）……………27
- 年少射撃資格の認定のための講習会（年少射撃資格講習会）の開催（警察本部生活保安課）……………28
- 福岡県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示（警察本部監察官室）……………28
- 福岡県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則等の一部を改正する規則（警察本部監察官室）……………29
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示（警察本部監察官室）……………29

雑 報

- 西日本宝くじの発売条件等（財 政 課）……………30
- 西日本宝くじの発売条件等（財 政 課）……………30
- 西日本宝くじの発売条件等（財 政 課）……………31
- 西日本宝くじの発売条件等（財 政 課）……………32
- 西日本宝くじの発売条件等（財 政 課）……………32
- 西日本宝くじの発売条件等（財 政 課）……………33
- 西日本宝くじの発売条件等（財 政 課）……………33
- 西日本宝くじの発売条件等（財 政 課）……………34
- 西日本宝くじの発売条件等（財 政 課）……………34
- 西日本宝くじの発売条件等（財 政 課）……………35
- 西日本宝くじの発売条件等（財 政 課）……………35
- 西日本宝くじの発売条件等（財 政 課）……………36
- 西日本宝くじの発売条件等（財 政 課）……………36
- 西日本宝くじの発売条件等（財 政 課）……………37
- 西日本宝くじの発売条件等（財 政 課）……………38

- 西日本宝くじの発売条件等（財 政 課）……………38

告 示

福岡県告示第611号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年3月福岡県告示第296号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成29年9月29日

福岡県知事 小 川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
筑紫	筑紫野市大字筑紫（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第612号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年3月福岡県告示第297号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成29年9月29日

福岡県知事 小 川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
筑紫	筑紫野市大字筑紫（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第613号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成29年9月29日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
筑紫	筑紫野市大字筑紫（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第614号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年9月29日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
筑紫	筑紫野市大字筑紫（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第615号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第

14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年9月29日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日
福津生62	医療法人渡辺クリニック	福津市若木台一丁目12-2	H 29・8・1
大野生139	乙金メンタルクリニック	大野城市乙金三丁目23-1	H 29・9・1
田川生歯130	さくら歯科	田川郡福智町金田934-8	H 29・8・1
京生歯99	おかだ歯科医院	京都郡苅田町神田町一丁目20-3	H 29・7・1
粕生薬172	きらり薬局志免店	糟屋郡須恵町大字旅石86-367	H 29・9・1
福津生薬40	くれよん薬局福津	福津市日苜野五丁目14-15	H 29・8・1
大野生薬85	ひかり薬局イオン乙金店	大野城市乙金三丁目23-1	H 29・9・1
古生訪7	りはぶる訪問看護ステーション	古賀市千鳥一丁目2-12 青木コーポ1F	H 28・12・1
筑紫生訪9	あいぞら訪問看護ステーション福岡	筑紫野市原田七丁目12-9 アンジェリーク103	H 29・9・1
小生訪6	ゆい訪問看護ステーション	小郡市小坂井365-2	H 29・6・1

福岡県告示第616号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場

合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成29年9月29日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
小生95	倉岡外科内科医院	倉岡医院	小郡市三沢3949-7	H 29・8・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
行生歯77	まつお歯科クリニック	行橋市西宮市五丁目13-11	行橋市大字下津熊874-1	H 29・6・1
大生薬120	有限会社橋薬局手鎌店	大牟田市大字手鎌747	大牟田市大字手鎌728-1	H 29・6・1
粕生訪7	訪問看護ステーション大地	糟屋郡篠栗町大字和田1008-42	糟屋郡篠栗町大字和田940-214	H 29・7・28

福岡県告示第617号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年9月29日

福岡県知事 小川 洋

廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
粕生185	藤野診療所	糟屋郡新宮町大字三代929-3	H 29・7・31

福津生27	渡辺クリニック	福津市若木台一丁目12-2	H 29・7・31
福地生152	妹尾耳鼻咽喉科医院	筑紫郡那珂川町道善二丁目18-2	H 29・8・31
朝倉生49	医療法人石井外科クリニック	朝倉市杷木池田757	H 29・7・31
大生歯83	吉村歯科医院	大牟田市一部町95-1	H 29・7・31
大生歯185	タケ・デンタルクリニック	大牟田市大字歴木1807-447	H 29・7・14
田川生歯91	のうそ歯科医院	田川郡赤村大字内田1204-3	H 28・12・18
田川生歯128	さくら歯科	田川郡福智町金田934-8	H 29・7・31
飯生歯66	伊藤歯科医院	飯塚市相田129-2	H 29・2・28
京生歯85	おかだ歯科医院	京都郡苅田町神田町一丁目20-3	H 29・6・30
福津生薬8	有限会社薬局ケンコー	福津市東福岡一丁目3-2	H 29・6・30
福津生薬24	くれよん薬局福津	福津市日苜野五丁目14-15	H 29・7・31
大野生薬34	旭ヶ丘薬局	大野城市旭ヶ丘二丁目1-27	H 28・6・30
直生薬27	王子薬局	直方市大字感田1875	H 29・7・31
朝生訪1	たちあらい訪問看護ステーション	朝倉郡筑前町山隈842-1	H 29・7・31

福岡県告示第618号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のよ

うに告示する。

平成29年9月29日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日
田生マ37	祝 義朗（補助施術所）	田川市新田17-4	H 29・8・1
田生マ38	田丸 由美子（マッサージのとんとん）	田川市大字伊田4356-1	H 29・8・1
田生マ39	塚田 忍（マッサージのとんとん）	田川市大字伊田4356-1	H 29・8・1
大野生マ12	大澤 文子（ひまわりほうもんマッサージ院）	大野城市下大利二丁目1-1-602号	H 29・8・1
大生柔89	平田 淳（整骨院優悠）	大牟田市三里町二丁目10-10-2 F	H 29・8・1
八女生柔35	古賀 智紀（ケイ・エス整骨院）	八女市岩崎277-2	H 29・7・7
大野生柔41	河津 純平（乙金中央整骨院）	大野城市乙金三丁目23-1	H 29・7・31
大野生柔42	清水 一雄（乙金中央整骨院）	大野城市乙金三丁目23-1	H 29・7・31
大野生柔43	峯 裕馬（乙金中央整骨院）	大野城市乙金三丁目23-1	H 29・8・1
大野生柔44	安在 孝太（乙金中央整骨院）	大野城市乙金三丁目23-1	H 29・8・1
大野生柔45	椿山 晃書（乙金中央整骨院）	大野城市乙金三丁目23-1	H 29・8・1
宰生柔48	南里 陽平（朱雀やわら整骨院）	太宰府市朱雀二丁目6-19	H 29・8・16
筑紫地生柔35	直塚 一生（たんぱほ整骨院）	筑紫郡那珂川町大字松木2-83	H 29・8・1
粕生柔157	後藤 弘樹（堺整骨院志免）	糟屋郡志免町南里四丁目1-16-203	H 29・8・7
田川生柔50	水澤 暢（なかし整骨院）	田川郡川崎町大字川崎403-10	H 29・10・1
飯生はき17	井上 達雄（からだ元気治療院飯塚・桂川店）	飯塚市立岩1431-1	H 29・8・28

田川はき4	祝 義朗（補助施術所）	田川市新田17-4	H 29・8・1
-------	-------------	-----------	----------

福岡県告示第619号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年9月29日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
大生柔57	常田 健次（整骨院優悠）	大牟田市三里町二丁目10-10-2 F	H 29・7・31
宰生柔44	田崎 巧（朱雀やわら整骨院）	太宰府市朱雀二丁目6-19	H 29・8・16
粕生柔134	武内 友亮（堺整骨院志免）	糟屋郡志免町南里四丁目1-16-203	H 29・8・10

福岡県告示第620号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年9月29日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
大野生マ3	河口 まき子(ひまわりマッサージ院)	河口 まき子(ひまわりほうもんマッサージ院)	大野城市下大利二丁目1-1-602	H 29・8・1
大野生マ7	不動 喜一(ひまわりマッサージ院)	不動 喜一(ひまわりほうもんマッサージ院)	大野城市下大利二丁目1-1-602	H 29・8・1
大野生はき2	河口 まき子(ひまわりマッサージ院)	河口 まき子(ひまわりほうもんマッサージ院)	大野城市下大利二丁目1-1-602	H 29・8・1
大野生はき1	不動 喜一(ひまわりマッサージ院)	不動 喜一(ひまわりほうもんマッサージ院)	大野城市下大利二丁目1-1-602	H 29・8・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
大野生マ3	河口 まき子(ひまわりほうもんマッサージ院)	大野城市南ヶ丘七丁目12-12	大野城市下大利二丁目1-1-602	H 29・8・1
大野生マ7	不動 喜一(ひまわりほうもんマッサージ院)	大野城市南ヶ丘七丁目12-12	大野城市下大利二丁目1-1-602	H 29・8・1
柳生柔20	奥田 慶二(奥田整骨院)	柳川市三橋町高畑104-1	柳川市三橋町下百町31-5	H 28 1・1
大野生はき2	河口 まき子(ひまわりほうもんマッサージ院)	大野城市南ヶ丘七丁目12-12	大野城市下大利二丁目1-1-602	H 29・8・1
大野生はき1	不動 喜一(ひまわりほうもんマッサージ院)	大野城市南ヶ丘七丁目12-12	大野城市下大利二丁目1-1-602	H 29・8・1

福岡県告示第621号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。))第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成29年9月29日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
行介薬76	大信薬局行橋駅前店	行橋市西宮市二丁目1-37	H 28・6・1	居管・予居管
八女居124	ケアプランかつき苑	八女市立花町山崎1918	H 29・6・16	居支
大野介療5	たなか夏樹医院	大野城市旭ヶ丘二丁目1-20	H 27・12・1	訪看・居管・予訪看・予居管
田川居146	グループホームあおぞら	田川郡福智町赤池470-2	H 29・8・1	認共・予認共

福岡県告示第622号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。))第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成29年9月29日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
大野介療5	田中外科医院	たなか夏樹医院	大野城市旭ヶ丘二丁目1-20	H 27・12・1
八女居80	三洋ケアサービス	三洋訪問サービス	八女市馬場745-3	H 28・12・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
大介薬120	有限会社橘薬局手鎌店	大牟田市大字手鎌747	大牟田市大字手鎌728-1	H 29・6・1
粕居99	訪問看護ステーション大地	糟屋郡篠栗町大字和田1008-42	糟屋郡篠栗町大字和田940-214	H 29・7・28
筑紫居112	あいぞら訪問看護ステーション福岡	筑紫野市原田五丁目6番20号 ジェネシス美しが丘211	筑紫野市原田七丁目12-9 アンジェリーク103	H 29・4・1
直居141	ヘルパーステーションひなた	直方市大字上頓野4760-1	直方市大字上境2661-2	H 29・3・1
粕支26	ケアプランサービス大地	糟屋郡篠栗町大字和田1008-42	糟屋郡篠栗町大字和田940-214	H 29・7・28

福岡県告示第623号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成29年9月29日

福岡県知事 小川 洋

廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
田川介歯128	さくら歯科	田川郡福智町金田934-8	H 29・7・31
糸島地支9	ケアプランサポートセンターこころ	糸島市浦志二丁目16-1 フォーレスト前原A-102	H 20・6・1
粕居134	サンケイ介護サービス	糟屋郡粕屋町大字大隈24-10	H 29・5・31

福岡県告示第624号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成29年3月24日福岡県告示第218号朝倉筑前都市計画下水道事業夜須公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成29年9月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称
筑前町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
朝倉筑前都市計画下水道事業夜須公共下水道
- 3 事業施行期間
平成6年6月15日から平成33年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成29年3月24日福岡県告示第218号の事業地に次の区域を加える。
筑前町四三嶋字向原の一部
 - (2) 使用の部分
なし

公 告

公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定に基づき、筑前海区における区画漁業を次のように免許する。

平成29年9月29日

福岡県知事 小川 洋

免許番号	漁業権者の住所	漁業権者の名称	免許の内容及び制限又は条件	存続期間
筑区第312号	福岡県宗像市鐘崎778番地5	宗像漁業協同組合	漁業法に基づく漁業の免許の内容たるべき事項等（平成29年6月福岡県告示第403号）による公示内容のとおり	平成29年9月29日から平成30年8月31日まで

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年9月29日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡粕屋町大字柚須字唐臼133番1
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市博多区店屋町5番10号
株式会社にしけい
代表取締役 折田 康徳

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年9月29日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡久山町大字猪野字平原795番1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡久山町大字猪野988番地13
城戸 克高

公告

名柄川水系名柄川に放置されている次の船舶及び工作物は、河川法（昭和39年法律第167号）第24条、同法第26条第1項及び河川法施行令第16条の4第1項第2号イの規定に違反しているため、当該船舶又は工作物の所有者又は使用者等は、平成29年10月30日までに撤去してください。

この期限までに所有者又は使用者等が撤去しない場合は、本職が命じた者が撤去するので、同法第75条第3項の規定により公告します。

平成29年9月29日

河川管理者

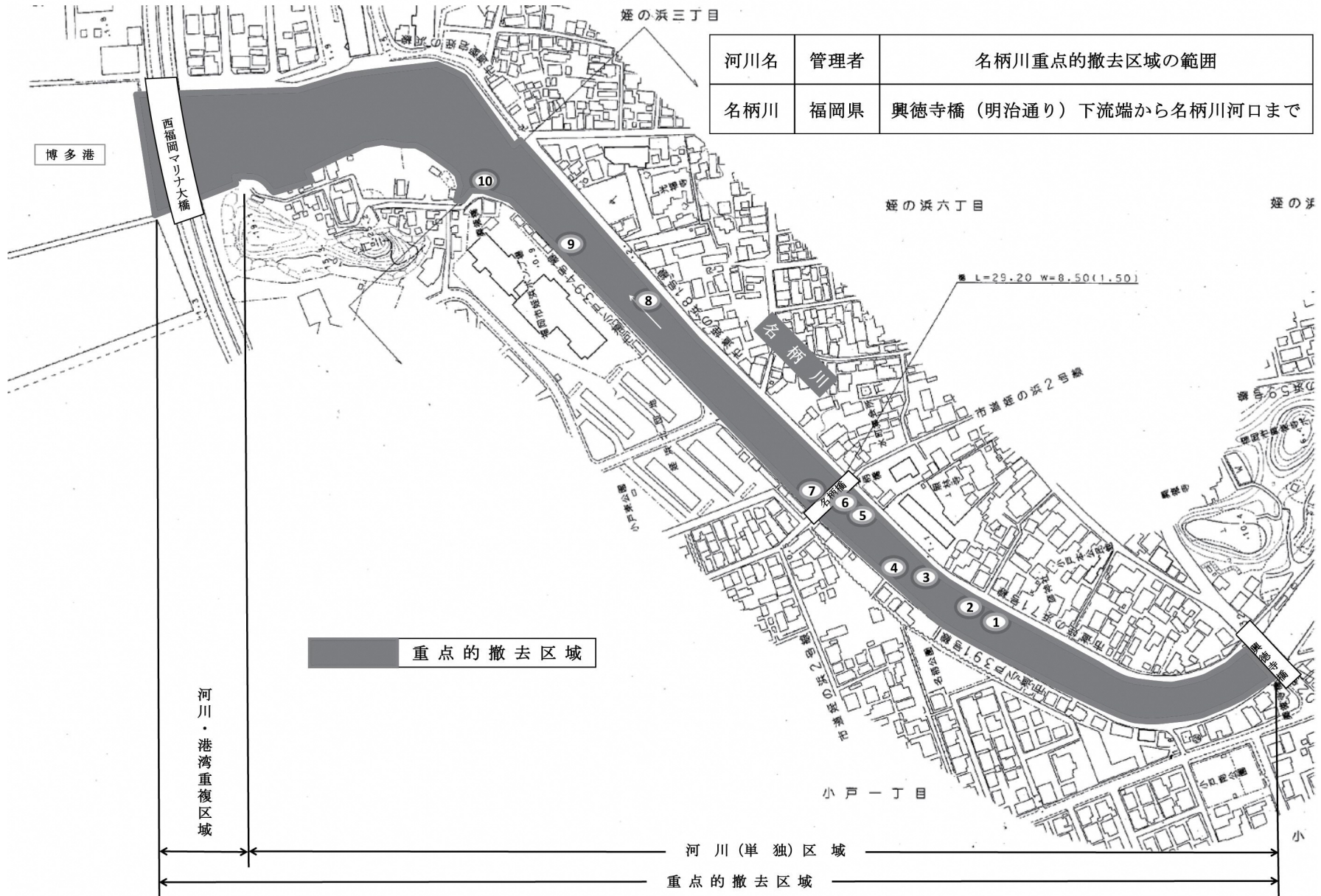
福岡県知事 小川 洋

放置物件の種類	所在地	図面表示番号 (重点的撤去区域)
船舶	福岡県福岡市西区小戸地先の河川区域内 (興徳寺橋から河口までの両岸)	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩
梯子等	福岡県福岡市西区小戸地先の河川区域内 (興徳寺橋から河口までの両岸)	重点的撤去区域両岸

連絡先 福岡県県土整備部河川課 電話番号 092 (643) 3667

福岡県土整備事務所 電話番号 092 (641) 6581

図-1 重点的撤去区域 【重点的撤去区域の延長は、約1.1km】



河川・港湾重複区域

河川(単独)区域

重点的撤去区域

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年9月29日

福岡県知事 小 川 洋

1 測量の種類

公共測量（3級基準点）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
中間市	平成29年9月6日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年9月29日

福岡県知事 小 川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量・出来形確認測量）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
福岡市博多区吉塚四丁目、八丁目の一部地域	平成29年9月22日から 平成30年3月15日まで

公告

契約者等について、次のとおり公示します。

平成29年9月29日

福岡県知事 小 川 洋

1 契約の名称

遠隔地警察署登録端末等機器賃貸借契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成29年9月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

NECキャピタルソリューション株式会社九州支店

(2) 住所

福岡市博多区御供所町1番1号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

76,457,520円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号に該当

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づき、次のように道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

平成29年9月29日

福岡県知事 小 川 洋

申請者名	道路の位置	道路の延長 (m)	道路の幅員 (m)	指定番号	指定年月日	指定期間
宇美町長 木原 忠	起点：糟屋郡宇美町大字宇美字河原4391-4 終点：糟屋郡宇美町大字宇美字表田4349-4	328mの一部	16.00～17.00	28福整第299号	平成28年4月20日	平成29年3月31日まで
芦屋町長 波多野 茂丸	起点：遠賀郡芦屋町大字山鹿字惣ヶ瀬2403番1の地先 終点：遠賀郡芦屋町大字山鹿字惣ヶ瀬239番1の地先	665.32	11.00～13.354	28北整第13号の1	平成28年4月20日	平成30年3月31日まで
南筑後県土整備事務所長	起点：三潞郡大木町大字上牟田口3123番5先 終点：柳川市蒲生1041番2先	541.50	13.00～17.40	28久整第278号	平成28年4月21日	平成30年3月25日まで
南筑後県土整備事務所長	起点：柳川市蒲生1046番1先 終点：柳川市金納25番1先	363.70	13.00～20.50	28久整第278号-2	平成28年4月21日	平成30年3月25日まで
福岡県土整備事務所長	起点：糟屋郡宇美町大字宇美4346-1地先 終点：糟屋郡宇美町大字宇美4337-12地先	226.00	18.90～43.50	28福整第299号-2	平成28年4月26日	平成29年6月30日まで
萩尾 紹子	起点：筑紫野市俗明院二丁目301番1、里道の一部 終点：筑紫野市俗明院二丁目301番1、里道の一部	10.00	6.00	28那整第635号	平成28年4月27日	平成28年7月15日まで
朝倉市長 森田 俊介	起点：朝倉市甘木1227番5地先 終点：朝倉市来春368番1地先	1080.00	16.00	28那整第643号	平成28年4月27日	平成29年3月31日まで

朝倉県土整備事務所長	起点：朝倉市長谷山503-2番地 終点：朝倉市千手972-2番地	388.00	6.75～10.75	28那整第643号-2	平成28年4月27日	平成30年3月31日まで
久留米県土整備事務所長	起点：うきは市浮羽町朝田186番地2 終点：うきは市浮羽町朝田206番地1	150.00	10.00～10.50	28久整第278号-3	平成28年4月28日	平成29年4月28日まで
木村 康隆	起点：筑紫野市二日市三丁目55番1地先 終点：筑紫野市二日市三丁目55番1地先	35.70	5.43～5.50	28那整第635号-2	平成28年5月2日	平成28年7月20日まで
	1： 起点：筑紫野市大字筑紫646-1 終点：筑紫野市大字筑紫743-4 2： 起点：筑紫野市大字若江217-4 終点：筑紫野市大字若江212 3： 起点：筑紫野市大字筑紫659 終点：筑紫野市大字筑紫659 4： 起点：筑紫野市大字筑紫663-5 終点：筑紫野市大字筑紫676-12 5： 起点：筑紫野市大字筑紫707-5 終点：筑紫野市大字筑紫659 6： 起点：筑紫野市大字筑紫651-1					

筑紫野市 長藤田 陽三	終点：筑紫野市大 字筑紫659 7： 起点：筑紫野市大 字若江210 終点：筑紫野市大 字筑紫703-2 8： 起点：筑紫野市大 字筑紫659 終点：筑紫野市大 字筑紫676-5 9： 起点：筑紫野市大 字筑紫676-3 終点：筑紫野市大 字筑紫680-1 10： 起点：筑紫野市大 字筑紫663-5 終点：筑紫野市大 字筑紫672 11： 起点：筑紫野市大 字筑紫678 終点：筑紫野市大 字筑紫672 12： 起点：筑紫野市大 字筑紫667-234 終点：筑紫野市大 字筑紫667-267 13： 起点：筑紫野市大 字若江198-4 終点：筑紫野市大 字筑紫638 14： 起点：筑紫野市大 字若江220-4 終点：筑紫野市大 字若江200-1 15：	1： 624.00 2： 119.00 3： 1：21.00 74.00 2：12.00 4： 3：4.00 34.00 4：4.00 5： 5：6.00 112.00 6：6.00 6： 7：6.00 73.00 8：6.00 7： 9：6.00 108.00 10：6.00 8： 11：6.00 118.00 12：6.00 9： 13：6.00 116.00 14：6.00 10： 15：6.00 330.00 16：6.00 11： 17：6.00 40.00 18：6.00 12： 19：6.00 33.00 20：6.00 13： 21：6.00 60.00 22：6.00 14： 23：6.00	28那整第635 号-3	平成28年 5月2日	平成30年 3月31日 まで
-------------------	--	--	-----------------	---------------	----------------------

	起点：筑紫野市大 字若江218-2 終点：筑紫野市大 字若江202-1 16： 起点：筑紫野市大 字若江236-1 終点：筑紫野市大 字若江206-12 17： 起点：筑紫野市大 字筑紫634-6 終点：筑紫野市大 字若江215-4 18： 起点：筑紫野市大 字筑紫638 終点：筑紫野市大 字筑紫640-1 19： 起点：筑紫野市大 字筑紫639-4 終点：筑紫野市大 字若江206-6 20： 起点：筑紫野市大 字若江306-1 終点：筑紫野市大 字筑紫630-4 21： 起点：筑紫野市大 字若江306-1 終点：筑紫野市大 字若江306-5 22： 起点：筑紫野市大 字若江306-5 終点：筑紫野市大 字若江211 23： 起点：筑紫野市大 字若江240-2 終点：筑紫野市大	74.00 15： 95.00 16： 103.00 17： 148.00 18： 74.00 19： 97.00 20： 186.00 21： 96.00 22： 40.00 23： 20.00
--	---	--

	字若江240-1					
岡垣町長 宮内 實生	起点：遠賀郡岡垣町大字海老津字小豆96番地 終点：遠賀郡岡垣町海老津駅南一丁目18-10	580.00	11.00～ 17.00	28北整第13号 の2	平成28年 5月12日	平成28年 9月30日 まで
那珂県土 整備事務所 所長	起点：太宰府市大字北谷868番地177 終点：太宰府市大字北谷868番地176	45.30	8.00	28那整第635 号-4	平成28年 5月27日	平成29年 3月31日 まで
浦野 里美	起点：宗像市東郷一丁目981-2、 981-4の各一部 終点：宗像市東郷一丁目981-2、 981-4の各一部	32.32	6.00	28北整第13号 の3	平成28年 6月3日	平成28年 9月30日 まで
国土交通 省九州地 方整備局 福岡国道 事務所長	起点：柳川市大和町塩塚字中の坪585-3 終点：柳川市大和町豊原字前田558-2	482.30	11.50～ 17.95	28久整第278 号-4	平成28年 6月6日	平成30年 3月31日 まで
筑紫野市 長 藤田 陽三	起点：筑紫野市大字筑紫541-2 終点：筑紫野市大字筑紫91-16	345.80	6.00	28那整第635 号-5	平成28年 6月9日	平成30年 3月31日 まで
朝倉市長 森田 俊介	起点：朝倉市甘木965番7地先 終点：朝倉市甘木770番7地先	186.70	6.00	28那整第643 号-3	平成28年 6月13日	平成30年 3月31日 まで
福岡県土 整備事務所 所長	起点：糟屋郡宇美町大字炭焼1番11地先 終点：糟屋郡宇美町大字炭焼13番77地先	207.00	12.20～ 24.70	28福整第299 号-4	平成28年 6月16日	平成30年 3月31日 まで
伴 久美子	起点：糟屋郡久山町大字久原字前田2410-7地先	4.40	5.38	28福整第299 号-3	平成28年 6月21日	平成28年 7月31日 まで

	終点：糟屋郡久山町大字久原字前田2410-12.13地先					
築上町長 新川 久三	起点：築上郡築上町大字越路1232番1 終点：築上郡築上町大字越路1329番1	355.33	10.30～ 14.81	28北整第13号 の4	平成28年 6月29日	平成30年 3月31日 まで
株式会社 コスモス 薬品 代 表取締役 宇野 正 晃	起点：糸島市波多江駅北四丁目689番の地先 終点：糸島市波多江駅北四丁目685番4の地先	105.60	8.10～8.60	28福整第299 号-5	平成28年 7月1日	平成28年 11月30日 まで
飯塚市長 齋藤 守史	起点：飯塚市平恒1114、953-5 終点：飯塚市平恒1114	72.40	10.00	28飯整第1429 号	平成28年 7月1日	平成29年 10月31日 まで
直方県土 整備事務所 所長	境口鴨生田線側道南1号線（路線①）： 起点：直方市新町二丁目458-1地先 終点：直方市新町二丁目1444-5地先 境口鴨生田線側道北1号線（路線②）： 起点：直方市新町一丁目445-5地先 終点：直方市新町一丁目1460-3地先	境口鴨生田線側道南1号線（路線①）： 182.00 境口鴨生田線側道北1号線（路線②）： 176.00	境口鴨生田線側道南1号線（路線①）： 5.00～7.00 境口鴨生田線側道北1号線（路線②）： 5.00～6.00	28飯整第1429 号-3	平成28年 7月5日	平成29年 4月1日 まで
飯塚県土 整備事務所 所長	起点：嘉麻市大力509-1 終点：嘉麻市大力515-2	359.80	5.00～ 17.96	28飯整第1429 号-2	平成28年 7月5日	平成30年 3月30日 まで

川西紙業株式会社代表取締役 川西昌生	起点：糟屋郡宇美町障子岳南五丁目2354番28の一部 終点：糟屋郡宇美町障子岳南五丁目2354番28の一部	87.973	7.787～8.823	28福整第299号-6	平成28年7月12日	平成29年5月31日まで
糸島市前原東土地区画整理組合 理事 柴田 昭生	起点：糸島市篠原73番2地先 終点：糸島市篠原120番1地先	895.70	8.50～17.00	28福整第299号-7	平成28年7月14日	平成29年9月30日まで
糸島市前原東土地区画整理組合 理事 柴田 昭生	起点：糸島市浦志1番1地先 終点：糸島市前原南二丁目333番1地先	1067.90	6.00～8.50	28福整第299号-8	平成28年7月14日	平成30年3月31日まで
株式会社よかタウン 代表取締役 野島 幸司	起点：古賀市今の庄三丁目691-3、689-3地先 終点：古賀市今の庄三丁目683-18、683-19地先	101.25	6.00	28福整第299号-9	平成28年7月19日	平成28年9月30日まで
南筑後県土整備事務所 事務所長	起点：みやま市瀬高町大草1004-3番先 終点：みやま市瀬高町697-2番先	768.00	11.00～16.78	28久整第278号-6	平成28年8月3日	平成30年3月31日まで
社会福祉法人高邦福祉会 理事 高木 邦格	起点：大川市大字中木室境921番1の一部 終点：大川市大字中木室境921番13の一部	15.98	7.89	28久整第278号-5	平成28年8月9日	平成29年4月28日まで
宗教法人浄恩寺 代表役員 柴田 芳夫	起点：中間市大字中底井野字土居633番1の一部 終点：中間市大字中底井野字土居633番1の一部	21.173	5.00	28北整第13号の5	平成28年8月10日	平成28年9月15日まで

朝倉県土整備事務所 所長	起点：朝倉市来春326-4-2の地先 終点：朝倉市来春215-1-2の地先	5.70	12.00	28那整第643号-4	平成28年8月29日	平成30年7月31日まで
太宰府市長 芦刈 茂	起点：太宰府市大字吉松37番5地先 終点：太宰府市大字吉松44番5地先	180.00	9.50	28那整第635号-6	平成28年8月30日	平成30年8月25日まで
株式会社新日本リビング 代表取締役 松下 大樹	起点：糸島市志摩師吉長尾原522-5の地先 終点：糸島市志摩師吉長尾原518-6の地先	263.43	6.00～6.95	28福整第299号-11	平成28年9月6日	平成28年9月30日まで
社会福祉法人みらい 理事 森岡 修	起点：筑紫野市美咲1023-1 終点：筑紫野市美咲19-2	158.58	7.10～8.40	28那整第635号-7	平成28年9月6日	平成29年12月31日まで
朝倉市長 森田 俊介	起点：朝倉市牛鶴31番1地先 終点：朝倉市三奈木3901番1地先	995.00	11.00	28那整第643号-5	平成28年9月6日	平成30年3月31日まで
朝倉市長 森田 俊介	起点：朝倉市三奈木3513番2地先 終点：朝倉市三奈木3480番1地先	185.00	11.20	28那整第643号-6	平成28年9月6日	平成30年3月31日まで
糸田町長 佐々木 淳	163 自動車学校線： 起点：糸田町3720-16番地先 終点：糸田町3720-16番地先 160宮床・桃山踏切線： 起点：糸田町3712-2番地先 終点：糸田町3715番地先 161町営住宅中通り線：	163自動車学校線： 9.54～16.63 160宮床・桃山踏切線： 9.69～15.38	163自動車学校線： 9.54～16.63 160宮床・桃山踏切線： 9.69～15.38	28飯整第1429号-4	平成28年9月6日	平成30年9月1日まで

	起点：糸田町3700 - 6番地先 終点：糸田町3700 - 6番地先 177駅裏1号線： 起点：糸田町3688 - 6番地先 終点：糸田町3688 - 1番地先	161町営住 宅中通り 線： 58.23 177駅裏1 号線： 32.15	161町営住 宅中通り 線： 8.50～ 13.11 177駅裏1 号線： 6.33～ 10.56			
朝倉市長 森田 俊 介	起点：朝倉市甘木 1376番1地先 終点：朝倉市甘木 1361番2地内	150.19	4.50	28那整第643 号-7	平成28年 9月12日	平成30年 3月31日 まで
糸田町長 佐々木 淳	172 宮床町営1号 線： 起点：糸田町3758 - 16番地先 終点：糸田町3758 - 16番地先 173 宮床町営2号 線： 起点：糸田町3756 - 2番地先 終点：糸田町3756 - 2番地先 227 宮床町営6号 線： 起点：糸田町3700 - 6番地先 終点：糸田町3758 - 16番地先 161 町営住宅中通 線： 起点：糸田町3758 - 16番地先 終点：糸田町3700- 6番地先 160 宮床・桃山踏切 線： 起点：糸田町3743 - 3番地先 終点：糸田町3715 番地先	172 宮床 町営1号 線： 38.6 173 宮床 町営2号 線： 52.3 227 宮床 町営6号 線： 41.4 161 町営 住宅中通 線： 89.3 160 宮床・ 桃山踏切 線： 54.2	172 宮床 町営1号 線： 8.75～ 9・25 173 宮床 町営2号 線： 8.17～ 10.48 227 宮床 町営6号 線： 7.25～ 12.40 161 町営 住宅中通 線： 8.50～ 20.75 160 宮床・ 桃山踏切 線： 9.75～ 13.34	28飯整第1429 号-5	平成28年 9月13日	平成29年 2月28日 まで

八女県土 整備事務 所長	起点：筑後市大字 前津754 終点：筑後市大字 前津692-11	315.00	15.00	28久整第278 号-7	平成28年 9月13日	平成30年 8月31日 まで
那珂県土 整備事務 所長	起点：筑紫野市大 字古賀374-5 終点：筑紫野市大 字古賀393-4	219.50	11.00～ 16.50	28那整第635 号-8	平成28年 10月3日	平成30年 8月31日 まで
みやま市 長職務代 理者みや ま市副市 長 高野 道生	起点：みやま市山 川町尾野1912-1 終点：みやま市山 川町尾野1446-1	560.00	13.00～ 22.75	28久整第278 号-8	平成28年 10月3日	平成30年 8月31日 まで
株式会社 新日本リ ビング 代表取締 役 松下 大樹	起点：糸島市志摩 師吉長尾原522-5 の地先 終点：糸島市志摩 師吉長尾原518-6 の地先	263.43	6.00～6.95	28福整第299 号-12	平成28年 10月7日	平成28年 10月31日 まで
高原 熊 彦	起点：古賀市今の 庄二丁目649番1 終点：古賀市今の 庄二丁目649番1	24.978	5.10	28福整第299 号-13	平成28年 10月12日	平成29年 1月31日 まで
八女県土 整備事務 所長	①： 起点：筑後市大字 馬間田字西方1073 終点：筑後市大字 馬間田字彼岸田151 - 2 ②： 起点：筑後市大字 馬間田字彼岸田143 - 3 終点：筑後市大字 馬間田字大次郎107	①： 740.00 ②： 120.00	①：12.50 ～15.50 ②：7.00	28久整第278 号-9	平成28年 10月14日	平成29年 12月31日 まで
国土交通 省九州地 方整備局 福岡国道 事務所長	起点：みやま市高 田町濃施字濃施中 395-2 終点：みやま市高 田町濃施字濃施中 377-1	120.00	12.53～ 13.42	28久整第278 号-10	平成28年 10月20日	平成30年 3月31日 まで

中間市長 松下 俊男	起点：中間市中鶴二丁目7460番地の5地先 終点：中間市中鶴二丁目7460番地の12地先	380.10	9.00～9.90	28北整第13号の6	平成28年10月27日	平成32年2月28日まで
独立行政法人 水資源機構 朝倉総合事業所長 日野 浩二	起点：朝倉市江川1444番1 終点：朝倉市江川2932番5	3790.00	7.00	28那整第643号-8	平成28年10月31日	平成30年9月30日まで
福岡市長 高島 宗一郎	起点：糟屋郡志免町御手洗二丁目144番1 終点：糟屋郡志免町御手洗二丁目144番1	21.392	12.00	28福整第299号-14	平成28年11月14日	平成30年11月8日まで
那珂県土整備事務所長	起点：筑紫野市大字古賀402-4 終点：筑紫野市大字古賀398-8	140.00	7.35～15.96	28那整第635号-9	平成28年11月22日	平成30年10月31日まで
八女県土整備事務所長	起点：筑後市大字馬間田字南高田330-1 終点：筑後市大字馬間田字花詰402	600.00	12.50	28久整第278号-11	平成28年11月29日	平成30年8月31日まで
南筑後県土整備事務所長	起点：みやま市瀬高町上庄字坦ノ上676番6 終点：みやま市瀬高町上庄字濱田1056番2	220.00	10.50～40.05	28久整第278号-12	平成28年11月30日	平成29年10月31日まで
那珂県土整備事務所長	起点：太宰府市朱雀六丁目117先 終点：太宰府市朱雀六丁目100-2先	100.00	14.00	28那整第635号-10	平成28年12月6日	平成30年3月31日まで

宗像市長 谷井 博美	①東郷駅前線： 起点：宗像市田熊四丁目1672番 終点：宗像市田熊四丁目820番9 ②田熊68号線： 起点：宗像市田熊四丁目1672番 終点：宗像市田熊四丁目790番10	①東郷駅前線： 68.80 ②田熊68号線： 116.60	①東郷駅前線： 19.00 ②田熊68号線： 10.20～22.40	28北整第13号の8	平成28年12月7日	平成29年7月1日まで
山田 克洋	起点：糟屋郡粕屋町仲原三丁目2335-3地先 終点：糟屋郡粕屋町仲原三丁目2337-1地先	4.97	5.09	28福整第299号-15	平成28年12月9日	平成29年1月31日まで
福岡県土整備事務所長	①工区： 起点：糸島市高来寺229番1地先 終点：糸島市高来寺207番1地先 ③工区： 起点：糸島市高来寺276番6地先 終点：糸島市大門705番1地先	①工区： 252.00 ③工区： 247.10	①工区： 11.10～13.70 ③工区： 10.90～11.45	28福整第299号-16	平成29年1月18日	平成31年2月15日まで
田川県土整備事務所長	起点：田川郡添田町大字庄2509-10地先 終点：田川郡添田町大字庄2474-2地先	115.50	9.970～20.863	28飯整第1429号-7	平成29年1月19日	平成30年3月31日まで
南筑後県土整備事務所長	久留米柳川線： 起点：三潞郡大木町大字福土194番 終点：三潞郡大木町大字大角1743番1 江島筑後線： 起点：三潞郡大木町大字大角1727番1	久留米柳川線： 410.00 江島筑後線： 230.00	久留米柳川線： 9.20～42.80 江島筑後線： 5.80～11.00	28久整第278号-13	平成29年1月31日	平成31年1月31日まで

	終点：三潞郡大木町大字大角1711番3					
新栄住宅株式会社代表取締役 木庭律明	起点：大野城市下大利四丁目802 終点：大野城市下大利四丁目804-1	66.49	5.23～6.08	28那整第635号-11	平成29年2月6日	平成31年7月31日まで
山上 壽美子	起点：筑紫野市武蔵三丁目311番17 終点：筑紫野市武蔵三丁目311番6	45.00	6.00～6.995	28那整第635号-12	平成29年2月13日	平成29年3月31日まで
福津市長 小山 達生	起点：福津市宮司三丁目430-2地先 終点：福津市宮司三丁目430-6地先	35.72	4.00～4.60	28北整第13号の9	平成29年2月21日	平成29年3月31日まで
朝倉県土整備事務所長	区間① 起点：朝倉市三奈木2702-2 終点：朝倉市中島田183-12 区間② 起点：朝倉市三奈木2760-1 終点：朝倉市三奈木2778-2	区間①： 776.00 区間②： 120.00	区間①： 7.60～13.00 区間②： 10.80～15.20	28那整第643号-9	平成29年2月27日	平成31年2月27日まで
田川県土整備事務所長	起点：田川郡福智町大字神崎611-3地先 終点：田川郡福智町大字神崎615-2地先	90.00	7.50	28飯整第1429号-8	平成29年3月1日	平成30年3月31日まで
筑紫野市長 藤田陽三	起点：筑紫野市大字筑紫581-4 終点：筑紫野市大字筑紫560-1	112.40	4.00	28那整第635号-13	平成29年3月8日	平成31年3月31日まで
南筑後県土整備事務所長	起点：大川市大字大野島2088番 終点：大川市大字大野島1503番3	147.70	10.10～13.60	28久整第278号-14	平成29年3月9日	平成31年2月20日まで

苅田町長 吉廣 啓子	起点：京都郡苅田町大字与原字中尾817-4 終点：京都郡苅田町大字与原字笠屋無田1086-4	184.00	16.00	28北整第13号の10	平成29年3月10日	平成31年2月27日まで
有限会社 みやわか エステー ト 代表取締役 塩川 拓司	起点：宗像市光岡651-1地先 終点：宗像市光岡650-1地先	26.20	5.64～5.68	28北整第13号の11	平成29年3月22日	平成29年7月10日まで
宮川 美佐子	起点：福津市花見が丘一丁目254番4、道 終点：福津市花見が丘一丁目254番4、道	43.80	6.00	28北整第13号の12	平成29年3月23日	平成29年7月1日まで
大任町長 永原 譲二	①： 起点：田川郡大任町大字今任原2980番地4 終点：田川郡大任町大字今任原2974番地1 ②： 起点：田川郡大任町大字今任原2983番地2 終点：田川郡大任町大字今任原2978番地1	①下今任団地1号線： 334.42 ②下今任団地2号線： 41.61	①下今任団地1号線： 6.00 ②下今任団地2号線： 6.00	28飯整第1429号-11	平成29年3月24日	平成30年3月31日まで
田川県土整備事務所長	起点：田川郡大任町大字今任原2974の1地先 終点：田川郡大任町大字今任原2980の4地先	318.50	17.00	28飯整第1429号-10	平成29年3月24日	平成30年3月31日まで

香春町長 加治 忠一	①町道6号：庄ヶ原・宮後線： 起点：香春町大字高野字宮ノ後1243番地先 終点：香春町大字高野字宮ノ後1243番地先 ②町道261号線：高野・宮ノ後線： 起点：香春町大字高野字宮ノ後1243番地先 終点：香春町大字高野字宮ノ後1243番地先 ③町道262号線：宮ノ後・宮ノ後線： 起点：香春町大字高野字宮ノ後1308-2番地先 終点：香春町大字高野字宮ノ後1308-1番地先	①町道6号：庄ヶ原・宮後線：28.67 ②町道261号線：高野・宮ノ後線：40.06 ③町道262号線：宮ノ後・宮ノ後線：45.00	①町道6号：庄ヶ原・宮後線：10.32～12.85 ②町道261号線：高野・宮ノ後線：5.55～6.95 ③町道262号線：宮ノ後・宮ノ後線：5.50	28飯整第1429号-12	平成29年3月29日	平成30年3月31日まで
筑紫野市長 藤田陽三	起点：筑紫野市二日市南三丁目1257番2 終点：筑紫野市二日市南三丁目1270番2	44.20	6.00	28那整第635号-14	平成29年3月29日	平成31年3月31日まで
筑紫野市長 藤田陽三	起点：筑紫野市石崎一丁目249番4の地先 終点：筑紫野市石崎一丁目247番3の地先	79.30	6.00	28那整第635号-15	平成29年3月29日	平成31年3月31日まで
田川県土整備事務所長	起点：田川郡香春町大字採銅所3960-1地先 終点：田川郡香春町大字採銅所3961-3地先	77.20	8.15～11.542	28飯整第1429号-13	平成29年3月30日	平成31年2月28日まで

白水ミヤ子	起点：糟屋郡篠栗町大字乙犬字ヲタ958-1地先 終点：糟屋郡篠栗町大字乙犬字ヲタ959-1地先	50.61	5.05～5.385	28福整第299号-18	平成29年3月31日	平成29年5月31日まで
-------	--	-------	------------	--------------	------------	--------------

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のように道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

平成29年9月29日

福岡県知事 小川 洋

申請者名	道路の位置	道路の延長 (m)	道路の幅員 (m)	指定番号	指定年月日
株式会社三愛不動産 代表取締役 川上 虎志路	朝倉郡筑前町中牟田字菊沢829-12、829-13	30.50	5.00	28那整第200号	平成28年4月12日
橋爪 徳光	八女市吉田字上島298番1、299番1	36.40	6.00	28久整第50号	平成28年4月19日
嘉麻市長 赤間 幸弘	嘉麻市下山田104番4、104番10、167番5	101.676	4.80～6.00	28飯整第491号	平成28年4月28日
株式会社日本高機 代表取締役 田中 純一	筑後市大字上北鳥字裏山982番3、983番4	62.97	6.30	28久整第50号-2	平成28年5月17日
株式会社アスト 代表取締役 岩永 政治	糟屋郡宇美町大字井野字下井樋89-2、89-3	①道路：19.94 ②道路：16.88	①道路：6.00 ②道路：4.00	28福整第48-1号	平成28年5月19日
住創株式会社 代表取締役 上田 雅宏	糟屋郡粕屋町大字戸原字外屋敷731番1	31.00	4.01	28福整第48-2号	平成28年5月23日

ディー・アンド・エイチ株式会社 代表取締役 坂口剛彦	太宰府市都府楼南二丁目500番5	23.64	4.00	28那整第1375号	平成28年5月25日
アーバンホーム株式会社 代表取締役 吉野 悟	筑後市大字羽犬塚字塚原243番2	25.48	4.03~6.14	28久整第50号-3	平成28年5月25日
小早川 弘和	遠賀郡岡垣町大字高倉字合ノ元688番1	35.68	5.63~6.00	28北整第5-1号	平成28年6月3日
シーユーホーム株式会社 代表取締役 新谷 孝次	八女市馬場字篠原471番1、472番1、450番2の一部、里道の一部、水路の一部	78.84	6.00	28久整第50号-4	平成28年6月8日
小中不動産 小中 一弘	豊前市大字吉木水路6140の一部、396番19の一部、393番11	70.60	6.00	28北整第5-2号	平成28年6月15日
株式会社アクサス 代表取締役 山本 恵子	直方市大字頓野1789番14、1789番5の一部、1789番3の一部	47.825	6.00	28飯整第491号-3	平成28年6月16日
内村 治幸	大川市大字榎津字畠田32-6	12.04	4.00~4.12	28久整第50号-5	平成28年6月17日
株式会社ツワン 代表取締役 植田 誠一	小郡市大板井字原口309番4、309番5、324番3、310番の一部、324番2の一部、327番6の一部、326番2、325番4の一部、小郡市道小郡東福童3459号線の一部	21.78	4.00~4.12	28久整第50号-6	平成28年6月21日
中富 正徳	筑後市大字水田字西八ツ江1015番1、1029番4	71.36	6.04~6.11	28久整第50号-7	平成28年7月7日

井本 孝	朝倉市堤字日焼1715番1、1715番19	71.63	6.00	28那整第200号-2	平成28年7月7日
株式会社 FUNATU 代表取締役 船津 鎮男	行橋市大字金屋字田辺355-31、水路	76.96	4.04~6.01	28北整第5号-3	平成28年7月7日
有限会社行橋豊栄不動産 代表取締役 夕田 英弘	行橋市南泉三丁目772-1、772-13、773-8、775-2、776-2、水路の一部、無番地の一部	71.89	6.00	28北整第5号-4	平成28年7月12日
渡邊 豊	筑後市大字熊野字壺丁畑870番8、871番4の一部、871番6、872番3、872番4、字塚根1667番4、道の一部	34.35	6.11~6.13	28久整第50号-8	平成28年7月13日
株式会社エイダイハウジング 代表取締役 小袋 美枝子	遠賀郡水巻町二西三丁目731-1	94.16	6.00	28北整第5号-5	平成28年7月19日
有限会社徳永開発 代表取締役 徳永 一也	筑後市大字長浜字上牟田々2138番9	49.87	6.10	28久整第50号-10	平成28年7月25日
株式会社かずやハウジング 代表取締役 荒木 達雄	柳川市三橋町百町字東毛来923番8	100.03	6.00	28久整第50号-9	平成28年8月2日
未来エステート株式会社 代表取締役 安永 加代美	飯塚市南尾字一丁目366番1	50.65	6.00	28飯整第491号-5	平成28年8月3日
宍戸 初江	飯塚市椿字サコ381-3、381-4、381-13	26.41	6.00	28飯整第491号-4	平成28年8月4日

株式会社太陽 交通不動産 代表取締役 堀 貴治	行橋市大字寺畔字 川田513番2、513 番3	26.40	6.00	28北整第5号 -6	平成28年8月9日
株式会社海王 代表取締役 竹下 弘実	糟屋郡志免町別府 東一丁目1238番1	26.02	5.00	28福整第48号 -3	平成28年8月23日
鶴丸プレーン 株式会社 代 表取締役 柳 鶴 勲	遠賀郡水巻町頃末 南三丁目25番1	35.00	4.00	28北整第5号 -7	平成28年8月25日
有限会社白石 木材 代表取 締役 白石 義次	糟屋郡須恵町大字 須恵字上原988番 1	31.21	6.01	28福整第48号 -4	平成28年8月30日
伊藤 稔	行橋市北泉四丁目 1594番1、水路の 一部	28.48	4.02~5.02	28北整第5号 -8	平成28年9月2日
株式会社川崎 ハウジング九 州 代表取締 役 若林 和 彦	糟屋郡須恵町大字 植木字白石1102番 1、1102番2	41.37	4.19	28福整第48号 -5	平成28年9月5日
わこう不動産 代表 野中 和香成	八女市馬場字富茂 勢636番14	55.48	6.10	28久整第50号 -11	平成28年9月5日
永末 英雄	飯塚市多田字重見 92番3	34.25	5.09~5.67	28飯整第491 号-6	平成28年9月6日
西村 照次、 西村 ヒサコ	鞍手郡鞍手町大字 中山2352-1	54.65	6.00~6.20	28飯整第491 号-7	平成28年9月13日
一建設株式会 社 代表取締 役 堀口 忠 美	太宰府市国分四丁 目745-1、742- 5	31.82	4.01~4.05	28那整第1375 号-2	平成28年9月29日
小見 勝宏	行橋市大字金屋字 香山407番11、407 番12	107.66	6.00	28北整第5号 -9	平成28年9月30日

株式会社筑後 ハウス 代表 取締役 室園 淳	筑後市大字前津字 正分261-5、255 -10	72.97	6.00	28久整第50号 -12	平成28年10月3日
株式会社サン・ プラザ ホーム 代表 取締役 吉川 元美	筑紫郡那珂川町片 縄西五丁目860- 4、860-11	32.175	6.00	28那整第1375 号-3	平成28年10月24日
有限会社ウエル 総合企画 代表取締役 井上 泰寿	糟屋郡篠栗町大字 尾仲字万浄寺775 -7、773-24、 773-23、775- 6、775-5	31.42	6.00	28福整第48- 6号	平成28年10月27日
アーバンホーム 株式会社 代表取締役 吉野 悟	柳川市東蒲池字四 反田568番1	40.02	6.01	28久整第50号 -14	平成28年11月7日
代表 熊谷 宣幸	京都郡苅田町大字 苅田字五徳田619 番13	12.47	4.40	28北整第5号 -10	平成28年11月10日
株式会社NS K 代表取締 役 後藤 福 恵	糸島市高田五丁目 60番1、60番8	34.75	4.01~4.04	28福整第48号 -7	平成28年11月24日
有限会社筑後 地所 代表取 締役 秋山 伸也	筑後市大字長浜字 元屋敷1780番1、 1780番14	64.89	6.01	28久整第50号 -16	平成28年11月30日
株式会社 FUNATU 代表取締役 船津 鎮男	行橋市東大橋一丁 目1902番4、1902 番5	48.45	6.01	28北整第5号 -11	平成28年11月30日
江頭 良幸	朝倉郡筑前町高田 字下田2596番1	38.14	6.00	28那整第200 号-3	平成28年12月1日
株式会社不動 産ショップ ROOM	八女市吉田字野間 2094番1、2105番 3、2106番5、水 路の一部	83.68	6.00~6.01	28久整第50号 -15	平成28年12月2日

橋本不動産 代表者 橋本 俊一	八女市宅間田字居 柳304番1、水路 の一部	42.34	6.10	28久整第50号 -17	平成28年12月2日
株式会社 真 興 代表取締 役 杉本 定 行	行橋市南大橋四丁 目840番3	49.99	6.00	28北整第5号 -12	平成28年12月6日
有限会社サン 通商 代表取 締役 首藤 正登	柳川市大和町塩塚 字上内新開725番 4、726番3の一 部	56.72	6.01	28久整第50号 -18	平成28年12月9日
原田 清一	柳川市東蒲池字外 鹿島631番1、631 番3	86.53	6.00~6.10	28久整第50号 -19	平成28年12月20日
株式会社谷川 建設 代表取 締役 谷川 喜一	遠賀郡遠賀町遠賀 川三丁目1787番 9、1788番13、 1788番14	48.30	5.00~5.14	28北整第5号 -13	平成28年12月21日
株式会社駅前 工務店 代表 取締役 米倉 武志	八女郡広川町大字 久泉字焼園567番 2	31.86	5.04	28久整第50号 -20	平成28年12月28日
丸山 慎二	京都郡荊田町大字 堤字乗末595番18	26.66	4.00	28北整第5号 -14	平成28年12月28日
株式会社ライ ブ・ワン 代 表取締役 久保 憲一	田川市大字楠2288 番17	64.20	5.00~6.25	28飯整第491 号-8	平成28年12月28日
有限会社めぐ み住宅 代表 取締役 杉坂 正徳	行橋市西泉四丁目 5番1	40.39	6.01	28北整第5号 -15	平成29年1月17日
悠建築工房株 式会社 代表 取締役 穴見 敏幸	朝倉郡筑前町東 小田字鞆田252番 3、235の一部	90.28	6.00~6.11	28那整第200 号-4	平成29年1月24日
有限会社ヤマ シタ産業 代 表取締役 山 下 一成	八女郡広川町大字 日吉字南山ノ下 168番地18、150番 3の一部	34.90	4.00	28久整第50号 -21	平成29年1月26日

株式会社アー キテックス 代表取締役 栗山 浩	筑紫郡那珂川町松 木四丁目425番1	35.25	4.00	28那整第1375 号-4	平成29年1月31日
株式会社三愛 不動産 代表 取締役 川上 虎志路	糟屋郡宇美町大字 井野字赤井手578 番2、586番2	15.91	5.00	28福整第48号 -8	平成29年2月17日
黒崎建設株式 会社 代表取 締役 黒崎 直樹	朝倉郡筑前町安 野字下大和106番 1、331番の一部	12.03	6.00	28那整第200 号-5	平成29年2月17日
櫻井 隆一	八女市平田字今広 538番1、字後ノ 江546番3	58.99	6.10~7.28	28久整第50号 -23	平成29年3月1日
江口 尚二	柳川市佃町字本田 28番6、30番4	32.07	6.00	28久整第50号 -24	平成29年3月6日
株式会社西和 不動産 代表 取締役 赤司 昭雄	朝倉市頓田字立野 118番1	41.74	6.00	28那整第200 号-6	平成29年3月8日
株式会社エイ ダイハウジン グ 代表取締 役 小袋 美 枝子	行橋市泉中央五丁 目1123番6、1123 番8、1124番7、 1124番8、道の一 部	48.25	6.00	28北整第5号 -16	平成29年3月9日
株式会社太陽 交通不動産 代表取締役 堀 貫治	行橋市大字下津熊 字大木866番5	14.72	5.02	28北整第5号 -17	平成29年3月9日
株式会社サン エイ 代表取 締役 村上 英明	行橋市大字中津熊 字衣替674番9、 674番10	44.71	6.00	28北整第5号 -18	平成29年3月13日
株式会社エー スハウジング 代表取締役 松永 智之	三井郡大刀洗町大 字本郷字鶯塚4067 番9	32.68	5.89~6.00	28久整第50号 -25	平成29年3月21日

株式会社ナン パ開発 代表 取締役 難波 直紀	行橋市泉中央六丁 目683番2	70.31	6.00	28北整第5号 -19	平成29年3月21日
眞鍋建設株式 会社 代表取 締役 眞鍋 賢市	太宰府市五条四丁 目2960番1、2988 番3、2988番4、 4521番8	36.31	4.40~4.75	28那整第1375 号-5	平成29年3月27日
株式会社大英 興産 代表取 締役 熊谷 大輔	行橋市西泉四丁目 3番1	32.66	4.02	28北整第5号 -20	平成29年3月30日

公告

次の私道の廃止及び変更を承認したので、福岡県建築基準法施行細則（昭和26年福岡県規則第1号）第22条第2項の規定により公告する。

平成29年9月29日

福岡県知事 小 川 洋

申請種別	申請者名	道路の位置	道路の延長 (m)	承認番号	承認年月日
全部廃止	株式会社龍乃 組 代表取締 役 高山 進 五	うきは市吉井町千 年字町地192-5	75.47	28久整第234 号	平成28年4月21日
全部廃止	柳川市長 金 子 健次	柳川市椿原町30番 6	36.58	28久整第234 号-2	平成28年5月30日
全部廃止	筑後市長 中 村 征一	筑後市大字一条字 一楽474番8（旧 474番3の一部）、 475番5（旧475番 1の一部）	51.10	28久整第234 号-3	平成28年6月7日
一部廃止	株式会社ラン ディックアン シエイツ 代 表取締役 中 山 朋幸	大野城市白木原二 丁目285番4の一 部、285番9の一 部、285番18の一 部、285番32の一	41.40	28那整第1766 号	平成28年6月8日

		部、285番35の一 部、285番8、285 番25、285番27、 285番29、285番31			
全部廃止	株式会社花エ ステート 代 表取締役 陶 山 健太郎	柳川市柳町17番1	41.96	28久整第234 号-4	平成28年9月2日
全部廃止	福岡県知事 小川 洋	行橋市行事四丁目 398-2、399-1 の一部、400-1の 一部、400-2の一 部、422-3の一部	210.00	28北整第4518 号	平成28年10月17日
全部廃止	三角 司	糟屋郡須恵町大字 植木字式手563番 7、563番9	37.00	28福整第51- 1号	平成28年10月20日
変更	糸島市長 月 形 祐二	糸島市前原駅南一 丁目676番1	28.40	28福整第51号 -2	平成28年12月15日

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、次のように一団地の区域等の認定をしたので、同条第6項の規定により公告する。

平成29年9月29日

福岡県知事 小 川 洋

申請者名	公告対象区域	認定番号	認定年月日	公告に係る対象 区域等を縦覧に 供する場所
春日市長 井上 澄 和	春日市弥生一 丁目1番	28那整第541号-10	平成29年3月27日	那珂県土整備事 務所

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定に基づき、次のように一団地の区域等の認定を取り消したので、同条第4項の規定により公告する。

平成29年9月29日

福岡県知事 小川 洋

申請者名	取消しを行った区域の場所	取消しを行った認定番号及び認定年月日	取消番号	取消年月日
福岡県建築都市部 県営住宅課長 野田 敏治	中間市中鶴二丁目1605番1の一部、1605番5、1605番33、1605番34、1605番3、1605番4、1605番25、1605番26、1605番30、1605番31、1605番32、7460番1の一部、7460番4、7460番5、7460番11、7460番12、7460番22、7460番85、7460番86、7460番87、7460番88、7628番1の一部、7628番131、7628番133、7628番136の一部、7628番141、7628番170の一部、7628番195、7628番2、7628番35、7628番42、7628番174、7628番181、7628番182、7628番194	第22号 昭和45年12月25日	28北整第 2522号	平成28年7 月11日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施せずに福岡県身体障害者福祉法施行細則（平成12年福岡県規則第125号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部障がい福祉課に備え置きます。

平成29年9月29日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

「身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて」（平成21年12月24日付障発1224第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正等を踏まえ、所要の規定の整備を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったも

のです。

2 規則の公布日

平成29年9月29日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで九州歴史資料館の使用料及び手数料に関する規則（平成22年福岡県規則第30号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県教育庁総務部文化財保護課に備え置きます。

平成29年9月29日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例（平成29年福岡県条例第11号）の制定に伴い、「障害」の表記を「障がい」と改め、規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成29年9月29日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県立美術館使用料条例施行規則（昭和39年福岡県規則第70号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県教育庁教育企画部社会教育課に備え置きます。

平成29年9月29日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年福岡県規則第55号）の一部改正に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成29年9月29日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県青少年科学館の利用料金の減免及び還付に関する規則（平成17年福岡県規則第84号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県教育庁教育企画部社会教育課に備え置きます。

平成29年9月29日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年福岡県規則第55号）の一部改正に伴い、当然必要とされる規定の整理を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成29年9月29日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県立体育・スポーツ施設の使用料及び利用料金に

関する規則（平成17年福岡県規則第78号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課に備え置きます。

平成29年9月29日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

今回の改正は、福岡県障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する条例（平成29年福岡県条例第11号）の制定に伴い、「障害」の表記を「障がい」と改めるものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成29年9月29日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県立久留米スポーツセンターの利用料金に関する規則（昭和49年福岡県規則第22号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課に備え置きます。

平成29年9月29日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

今回の改正は、福岡県障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する条例（平成29年福岡県条例第11号）の制定に伴い、「障害」の表記を「障がい」と改めるものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成29年9月29日

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成29年9月29日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成29年9月14日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ゆめタウン大牟田
(2) 所在地 大牟田市東新町1丁目7番 外

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島市東区二葉の里三丁目3番1号 他67社	株式会社イズミ 代表取締役社長 山西 泰明 広島市東区二葉の里三丁目3番1号 他58社

選挙管理委員会**福岡県選挙管理委員会告示第92号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、平成29年9月1日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成29年9月29日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

84,750

福岡県選挙管理委員会告示第93号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、平成29年9月1日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成29年9月29日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

629,683

福岡県選挙管理委員会告示第94号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成29年9月1日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成29年9月29日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	28,605
北九州市小倉北区	50,685
北九州市小倉南区	58,842
北九州市若松区	23,281
北九州市八幡東区	19,454

北九州市八幡西区	70,904
北九州市戸畑区	16,567
福岡市東区	81,748
福岡市博多区	63,155
福岡市中央区	52,352
福岡市南区	70,423
福岡市城南区	34,192
福岡市早良区	58,671
福岡市西区	55,302
大牟田市	33,531
久留米市	83,796
直方市	15,966
飯塚市・嘉穂郡	40,043
田川市	13,590
柳川市	19,021
八女市・八女郡	23,840
筑後市	13,400
大川市・三潁郡	13,954
行橋市	20,243
中間市	12,258
小郡市・三井郡	20,338
筑紫野市	28,262
春日市	30,308
大野城市	26,972
宗像市	26,793
太宰府市	19,664
古賀市	16,084
福津市	17,080
うきは市	8,520
宮若市・鞍手郡	14,958

嘉麻市	11,219
朝倉市・朝倉郡	24,105
みやま市	10,936
糸島市	27,753
筑紫郡	13,350
糟屋郡	60,808
遠賀郡	26,445
田川郡	22,651
京都郡	15,727
築上郡・豊前市	16,707

公安委員会

福岡県公安委員会告示第270号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成29年9月29日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

平成29年11月23日（木） 午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

福岡県久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
-----	-----

午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第271号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成29年9月29日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成29年11月9日（木） 午後1時30分～午後4時30分	福岡市早良区百道1丁目5番15号 早良警察署 会議室	早良警察署

平成29年11月15日（水） 午後1時30分～午後4時30分	北九州市小倉北区大門一丁目6番19号 小倉北警察署 会議室	小倉北警察署
平成29年11月22日（水） 午後1時30分～午後4時30分	朝倉市甘木225番地1 朝倉警察署 会議室	朝倉警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第272号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

平成29年9月29日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成29年12月7日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各日18名
平成29年12月14日（木） 午前9時00分～午後5時00分			

平成29年12月21日(木)
午前9時00分～午後5時00分

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成29年12月7日(木) 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円(福岡県領収証紙)を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立と総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第273号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第9条の14第1項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会(年少射撃資格講習会)を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第29条第1項の規定により告示

する。

平成29年9月29日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

- (1) 講習会の日時
平成29年11月3日(金)午前10時00分から午後5時00分までの間
- (2) 講習会の場所
福岡市博多区東公園7番7号 福岡県警察本部4階生活安全部会議室
- (3) 受講対象者
福岡県内に住所を有する者で年少射撃資格の認定を受けようとするもの

2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	空気銃の所持に関する法令 空気銃の使用の方法
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、年少射撃資格講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真(申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの)を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料9,700円(福岡県領収証紙)を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具(ボールペン)、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「空気銃・空気けん銃取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県警察本部告示第65号

福岡県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規

程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年9月29日

福岡県警察本部長 高木 勇人

福岡県警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護

条例施行規程の一部を改正する告示

様式第1号中「障害」を「障がい」に改める。

附 則

この告示は、平成29年10月1日から施行する。

福岡県公安委員会規則第10号

福岡県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則等の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成29年9月29日

福岡県公安委員会

福岡県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護

条例施行規則等の一部を改正する規則

(福岡県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第1条 福岡県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則(平成18年福岡県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「障害」を「障がい」に改める。

(福岡県の警察官の職務に協力援助した者の災害等に伴う見舞金の支給に関する規則の一部改正)

第2条 福岡県の警察官の職務に協力援助した者の災害等に伴う見舞金の支給に関する規則(平成3年福岡県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「障害」を「障がい」に改める。

第2条中「障害見舞金」を「障がい見舞金」に改める。

第6条の見出しを「(障がい見舞金)」に改め、同条第1項中「障害見舞金」を「障がい見舞金」に、「障害が」を「障がいが」に改め、同条第2項中「障害見舞金」

を「障がい見舞金」に改める。

第7条の見出し中「障害見舞金」を「障がい見舞金」に改め、同条第1項中「障害見舞金」を「障がい見舞金」に、「障害の」を「障がいの」に改め、同条第2項中「障害の」を「障がいの」に、「障害見舞金」を「障がい見舞金」に改める。

別表第2中「障害見舞金」を「障がい見舞金」に改める。

(福岡県警察職員特別賞じゆつ金支給規則の一部改正)

第3条 福岡県警察職員特別賞じゆつ金支給規則(昭和39年福岡県公安委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

第1条中「障害」を「障がい」に改める。

第2条第1項中「障害」を「障がい」に改め、同条第2項中「障害者特別賞じゆつ金」を「障がい者特別賞じゆつ金」に改める。

第3条中「障害者特別賞じゆつ金」を「障がい者特別賞じゆつ金」に改める。

別表第2中「障害者特別賞じゆつ金」を「障がい者特別賞じゆつ金」に、「障害の」を「障がいの」に改める。

(福岡県道路交通法施行細則の一部改正)

第4条 福岡県道路交通法施行細則(昭和47年福岡県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号ク(ア)及びイ中「障害を」を「障がいを」に改め、同号ク(ウ)中「障害」を「障がい」に改め、同号ク(エ)中「の障害」を「の障がい」に改め、同号ク(オ)中「身体障害者」を「身体障がいのある人」に改める。

様式第24号中「障害」を「障がい」に改める。

附 則

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

福岡県公安委員会告示第274号

福岡県行政手続条例(平成8年福岡県条例第1号)第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、福岡県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則等の一部を改正する規則(平成29年福岡県公安委員会規則第10号)を制定したので、同条例第41条第5項の規定に基づき、次のように告示

する。
平成29年9月29日

福岡県公安委員会

1 意見公募手続を実施しなかった理由

当該改正は、福岡県障がい理由とする差別の解消の推進に関する条例（平成29年福岡県条例第11号）が制定されたことに鑑み、福岡県警察では、心身の機能に係る「障害」の表記については、原則として「障がい」を用いることに伴い、福岡県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則等の一部を改正するものであるが、その内容は、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

2 規則の制定の日

平成29年9月29日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部警務部監察官室に備え置く。

雑 報

西日本宝くじ事務協議会告示第20号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2239回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成29年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

1 名 称 第2239回西日本宝くじ

2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5

3 発売総額及び通数 600,000,000円
300万通

4 証票金額 1枚 200円

5 発売期間 平成29年10月4日から
平成29年10月17日まで

6 当せん金支払開始日 平成29年10月4日

7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	500,000円	120本
2 等	50,000円	600本
3 等	10,000円	3,000本
4 等	3,000円	9,000本
5 等	1,000円	60,000本
6 等	200円	300,000本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第21号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2240回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成29年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2240回西日本宝くじ
 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
 及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
 3 発売総額及び通数 300,000,000円
 10万通 30組
 4 証票金額 1枚 100円
 5 発売期間 平成29年10月11日から
 平成29年10月24日まで
 6 抽せん日 平成29年10月26日
 7 当せん金支払開始日 平成29年10月31日
 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	10,000,000円	1本
前後賞	2,500,000円	2本
組違い賞	100,000円	29本
2等	500,000円	6本
3等	100,000円	150本
4等	50,000円	600本
5等	10,000円	3,000本
6等	100円	300,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第22号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2241回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成29年9月29日
 鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2241回西日本宝くじ
 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
 及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
 3 発売総額及び通数 300,000,000円
 10万通 30組
 4 証票金額 1枚 100円
 5 発売期間 平成29年11月1日から
 平成29年11月14日まで
 6 抽せん日 平成29年11月16日
 7 当せん金支払開始日 平成29年11月21日
 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	10,000,000円	1本
前後賞	2,500,000円	2本
組違い賞	100,000円	29本
2等	250,000円	60本
3等	30,000円	600本
4等	5,000円	9,000本
5等	100円	300,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第23号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2242回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成29年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2242回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成29年11月1日から
平成29年11月14日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成29年11月1日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	1,000,000円	25本
2 等	100,000円	200本
3 等	50,000円	550本
4 等	10,000円	5,000本
5 等	1,000円	50,000本
6 等	200円	250,000本

8 注 意 事 項

(1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができ

ない。

(2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第24号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2243回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成29年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2243回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成29年11月29日から
平成29年12月12日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成29年11月29日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	300,000円	150本
2 等	50,000円	500本
3 等	10,000円	2,250本
4 等	3,000円	10,000本
5 等	1,000円	50,000本
6 等	200円	250,000本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第25号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2244回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成29年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2244回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 700,000,000円
350万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成29年12月13日から
平成29年12月26日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成29年12月13日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	3,000,000円	7本
2 等	100,000円	385本
3 等	10,000円	3,850本
4 等	1,000円	70,000本
5 等	200円	350,000本

フ リ ー ザ 賞	5,000円	14,000本
-----------	--------	---------

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第26号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2245回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成29年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2245回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 1,400,000,000円
10万通 70組
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成29年12月27日から
平成30年1月9日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成30年1月11日
- 7 当せん金支払開始日 平成30年1月16日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	150,000,000円	1本
前 後 賞	25,000,000円	2本

組 違 い 賞	100,000円	69本
2 等	1,000,000円	7本
3 等	150,000円	420本
4 等	50,000円	1,400本
5 等	200円	700,000本
初 夢 賞	10,000円	14,000本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第27号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2246回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成29年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2246回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 600,000,000円
10万通 30組
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成30年1月17日から
平成30年1月30日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成30年2月1日

7 当せん金支払開始日 平成30年2月6日

8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せ ん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	30,000,000円	1本
前 後 賞	10,000,000円	2本
組 違 い 賞	100,000円	29本
2 等	1,000,000円	3本
3 等	150,000円	60本
4 等	20,000円	1,200本
5 等	200円	300,000本
新 春 幸 運 賞	10,000円	12,000本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第28号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2247回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成29年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2247回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 500,000,000円

250万通

- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
 5 発 売 期 間 平成30年1月17日から
 平成30年1月30日まで
 6 当せん金支払開始日 平成30年1月17日
 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せん 金 額	当 せん の 数
1 等	1,000,000円	25本
2 等	500,000円	50本
3 等	10,000円	1,000本
4 等	3,000円	20,000本
5 等	1,000円	50,000本
6 等	200円	250,000本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第29号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2248回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成29年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名 称 第2248回西日本宝くじ
 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5

- 3 発売総額及び通数 500,000,000円
 250万通
 4 証 票 金 額 1 枚 200円
 5 発 売 期 間 平成30年1月31日から
 平成30年2月13日まで
 6 当せん金支払開始日 平成30年1月31日
 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せん 金 額	当 せん の 数
1 等	1,000,000円	25本
2 等	100,000円	50本
3 等	50,000円	300本
4 等	1,000円	25,000本
5 等	200円	250,000本
ト ラ ン ク ス 賞	10,000円	10,000本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第30号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2249回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成29年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小 川 洋

- 1 名称 第2249回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
10万通 30組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成30年2月14日から
平成30年2月27日まで
- 6 抽せん日 平成30年3月1日
- 7 当せん金支払開始日 平成30年3月6日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	10,000,000円	1本
前後賞	2,500,000円	2本
組違い賞	100,000円	29本
2等	1,000,000円	6本
3等	100,000円	90本
4等	25,000円	1,200本
5等	4,000円	9,000本
6等	100円	300,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第31号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2250回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成29年9月29日
鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2250回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成30年2月14日から
平成30年2月27日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成30年2月14日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	300,000円	150本
2等	50,000円	300本
3等	10,000円	1,250本
4等	3,000円	15,000本
5等	1,000円	55,000本
6等	200円	250,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第32号

当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2251回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成29年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2251回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 600,000,000円
10万通 30組
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成30年2月21日から
平成30年3月6日まで
- 6 抽せん日 平成30年3月8日
- 7 当せん金支払開始日 平成30年3月13日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	50,000,000円	1本
前後賞	10,000,000円	2本
組違い賞	100,000円	29本
2等	1,000,000円	12本
3等	200,000円	90本
4等	25,000円	600本
5等	200円	300,000本
冬のビッグチャンス賞	10,000円	9,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこ

れらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。

- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第33号

当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2252回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成29年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名称 第2252回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成30年2月28日から
平成30年3月13日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成30年2月28日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	500,000円	75本
2等	50,000円	500本
3等	10,000円	3,000本
4等	3,000円	10,000本
5等	1,000円	50,000本
6等	200円	250,000本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第34号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2253回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成29年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2253回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
10万通 30組
- 4 証 票 金 額 1 枚 100円
- 5 発 売 期 間 平成30年3月7日から
平成30年3月20日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成30年3月23日
- 7 当せん金支払開始日 平成30年3月28日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せ ん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	10,000,000円	1本
前 後 賞	2,500,000円	2本
組 違 い 賞	100,000円	29本

2 等	250,000円	18本
3 等	25,000円	1,200本
4 等	7,000円	6,000本
5 等	100円	300,000本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第35号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2254回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成29年9月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 小川 洋

- 1 名 称 第2254回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 600,000,000円
10万通 30組
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成30年3月14日から
平成30年3月31日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成30年4月3日
- 7 当せん金支払開始日 平成30年4月9日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	30,000,000円	1本
前後賞	10,000,000円	2本
組違い賞	100,000円	29本
2等	1,000,000円	3本
3等	250,000円	120本
4等	50,000円	1,200本
5等	200円	300,000本
春さらさら賞	10,000円	6,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。